

図書館法施行70周年記念図書館関係者表彰候補者推薦要領

令和2年7月7日
文部科学大臣決定

1 推薦方法

- (1) 表彰要項2(1)の地域における図書館活動等の功労者の推薦に当たっては、別紙様式による表彰候補者調書、功績調書及び履歴書各1通を添えて、郵送又は電子メールにて文部科学大臣あてに推薦する。
- (2) 表彰要項2(2)の全国的な図書館活動等の功労者の推薦に当たっては、別紙様式による表彰候補者調書、功績調書、履歴書、表彰候補者推薦団体調査票及び表彰候補者推薦団体調査票添付資料各1通を添えて、郵送又は電子メールにて文部科学大臣あてに推薦する。

2 候補者

- (1) 表彰要項2(2)の図書館関係団体とは、図書館活動等に関する事業を行うことを主たる目的とする一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人とする。
- (2) 表彰要項2(2)の役員とは、理事以上の役職であって、監事、評議員、代議員、委員、相談役、顧問等は含まないものとする。

3 候補の対象としない者

- (1) 図書館活動に関する功労による叙勲、褒賞受賞者（推薦年度における候補者を含む。）。
- (2) 過去に図書館活動に関する功労により文部大臣表彰又は文部科学大臣表彰を受けた者。

4 留意事項

推薦に当たっては、関係者からなる選考委員会を設けるなど、慎重に調査及び審査すること。

個人情報の取扱いについては「図書館法施行70周年記念図書館関係者表彰における個人情報の取扱いについて」を参照の上、適切に取り扱うこと。